（政策調査室及び政策企画官）

第十七条　（略）

2　政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的かつ短期的な政策（官民の連携による社会資本整備に係るものを除く。）の企画及び立案に必要な調査に関すること。

二　（略）

3・4　（略）

（社会資本整備戦略推進官、政策企画官及び政策調査専門官）

第十七条の二　社会資本整備政策課に、社会資本整備戦略推進官及び政策企画官それぞれ一人並びに政策調査専門官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2　社会資本整備戦略推進官は、命を受けて、社会資本整備政策課の所掌事務に関する重要事項のうち中長期的なものについての企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

3　政策企画官は、命を受けて、社会資本整備政策課の所掌事務に関する重要事項のうち官民の連携に係るものについての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

4　政策調査専門官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に関する基本的な政策のうち中長期的な事項に係る専門的なものの企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務を分掌する。

（交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及び公共交通事故被害者支援企画調整官）

第十八条　安心生活政策課に、交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及び公共交通事故被害者支援企画調整官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　公共交通事故被害者支援企画調整官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公共交通機関に関する事故による被害者の支援に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第二十条　（略）

（削る）

（社会資本経済分析特別研究官）

第二十九条　総合政策局に、社会資本経済分析特別研究官一人を置く。

2　（略）

（削る）

（政策調査室及び政策企画官）

第十七条　（略）

2　政策調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土交通省の所掌事務に係る社会資本整備に関する基本的な政策の企画及び立案に必要な調査に関すること（官民連携政策課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3・4　（略）

（新設）

（交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及び公共交通事故被害者支援企画官）

第十八条　安心生活政策課に、交通バリアフリー政策室並びに障害者政策企画調整官及び公共交通事故被害者支援企画官それぞれ一人を置く。

2～4　（略）

5　公共交通事故被害者支援企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公共交通機関に関する事故による被害者の支援に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第十九条の二　（略）

（政策企画官及び政策調査専門官）

第二十条　官民連携政策課に、政策企画官一人及び政策調査専門官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内を置く。

2　政策企画官は、命を受けて、官民連携政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。

3　政策調査専門官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に関する基本的な政策のうち中長期的な事項に係る専門的なものの企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務を分掌する。

（社会資本経済分析特別研究官及び社会資本整備戦略推進官）

第二十九条　総合政策局に、社会資本経済分析特別研究官及び社会資本整備戦略推進官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　社会資本整備戦略推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案並びに推進に係るものを助ける。